

## 年末のふるさと納税に関するよくあるご質問

Q. 平成30年分の確定申告でふるさと納税の寄付金控除を受けるためには、いつまでに入金すればよいですか？

A. 平成30年12月31日までに新見市会計管理者口座へ入金してください。

寄付金受領証明書が届くまでは、振込日が確認できる物（払込票兼受領証やネットバンキングの履歴等）を必ず保管しておいてください。

ただし、金融機関によっては、年末にATM等で振込を行った場合は予約扱いとなり、1月4日以降の入金になる場合がありますのでご注意ください。1月4日以降の入金は平成30年分の確定申告の対象とはなりません。

平成30年12月29日から平成31年1月3日までは閉庁日です。この期間中は、市役所（宿日直を含む）でのふるさと納税のお取り扱いはできません。

Q. 今すぐ入金したいので銀行口座を教えてください。

A. 振込先口座は次のとおりです。

他の入金分と区別するため、お振り込みの際、お名前の後に「フルサト」とご記入ください。

【銀行口座】 金融機関名 : 中国銀行 新見支店 普通 1489567  
口座名義人 : 新見市会計管理者 ニミシケイカリシヤ

※銀行振込だけではご住所等の詳しい情報がわからないため、寄付金受領証明書や特産品をお送りすることができません。

**寄付申出書を必ず提出してください。**

Q. 年末に入金した場合、寄付金受領証明書はいつもらえますか？

A. 平成31年1月10日以降になる予定です。

Q. 特産品はいつもらえますか？

A. ご入金から2週間後以降です。

Q. ワンストップ特例制度の申請書の提出期限はいつですか？

A. 平成31年1月10日必着です。

Q. ワンストップ特例制度の申請書が手元にない場合は、どうすればいいですか？

A. 市ホームページのふるさと納税ページ内「ふるさと納税ワンストップ特例制度についてのお知らせ」欄にある申告特例申請書をダウンロードして記入押印し、必要書類を同封のうえ、平成31年1月10日必着で郵送してください。

Q. ワンストップ特例制度の申請書等を平成31年1月10日までに郵送できない場合は、どうすればいいですか？

A. こちらからお送りする「寄付金受領証明書」を確定申告の際にご利用ください。